

# 福祉作業所ひばり園（就労定着支援）運営規程

社会福祉法人 そよかぜ

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人そよかぜ（以下「法人」という。）が開設する福祉作業所ひばり園（以下「ひばり園」という。）が行う指定就労定着支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定就労定着支援を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 指定就労定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、障害者総合支援法第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 福祉作業所ひばり園
- 二 所在地 東京都羽村市栄町3-3-1

## （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス管理責任者 1名  
サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定就労定着支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- 三 就労定着支援員 1名以上  
就労定着支援員は、職場への定着及び就労の継続を図るための相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 休業日 土日、ただし、祝祭日及び年末年始休業等は、ひばり園カレンダーに準ずる。
- 四 サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。

#### (指定就労定着支援の提供方法及び内容について)

第6条 事業所で行われる事業の内容は次のとおりとする。

- 一 事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整及び連携
- 二 日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言
- 三 サービス利用中に離職する者への支援 等

#### (利用者から受領する費用等について)

第7条 指定就労定着支援を提供した際は、区市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者から当該指定就労定着支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとし、利用者から受領した額以外については、各区市町村から代理受領するものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定就労定着支援を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、指定就労定着支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの費用(実費)の支払いを受けることができる。
- 4 前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。
- 5 第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は羽村市内及びその周辺地域とする。

#### (事業の主たる対象者)

第9条 事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。

知的障害者

#### (利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が指定就労定着支援を受ける際、利用者側が留意すべき事項。

- 一 施設及び設備、備品等の使用に際しては、正規の使用方法を守り、安全と保全をこころがけること
- 二 すべての利用者が安心して気持ちよく活動できるように、決められた規則やマナーを遵守すること

### (緊急時等における対処方法)

第11条 従業者等は、指定就労定着支援を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

### (非常災害対策)

第12条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

### (虐待の防止のための措置)

第13条 指定就労定着支援事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じる。

2 虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とする。

### (その他運営についての重要事項)

第14条 指定就労定着支援事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。